






枚方市でパートナーシップ宣誓をされた皆様へ

パートナーシップ宣誓書受領証提示で利用できる各種制度のご案内

枚方市ではパートナーシップ宣誓を行われた皆様が婚姻関係と同等の行政サービスを利用できるよう、全庁的に取り組みを進めております。

利用に際しては、制度により年齢や所得などの要件がございますので、詳細については各制度の担当窓口までお問合わせください。

制度名	概要	担当
枚方市結婚等 新生活支援事業	新婚世帯や枚方市パートナーシップ宣誓制度ご利用世帯の新たな生活を応援するため、住宅（建物）取得・借借費用、引越費用などの補助を行います。年齢要件、所得要件あり。	子ども青少年政策課 電話：072-841-1375 FAX：072-843-2244 
枚方市若者世代 空き家活用補助	現在市外又は市内の賃貸に在住で、1981年5月以前着工の居住のない一戸建て住宅の建て替え費、もしくは耐震改修・リフォームする工事費を最大100万円補助します。要件あり。	住宅まちづくり課 電話：072-841-1478 FAX：072-841-5101 
市営住宅 入居申し込み	高齢者や障害者等の世帯向けに枚方市が供給する2団地（津田元町住宅、津田北町住宅）の入居申請ができます。空室が出た際に随時募集。所得要件等あり。	総務管理室財産管理課 電話：072-841-1298 FAX：072-841-3039 
府営住宅 入居申し込み ※大阪府の制度です。	低所得者向けに大阪府が供給する公営住宅の入居申請ができます。総合募集と随時募集があります。所得要件等あり。また、中堅所得のファミリー向けに供給する特定公共賃貸住宅についても入居申請ができます。	各大阪府営住宅管理センターにお問い合わせください。 村野住宅以外  村野住宅 

他にもパートナーシップ宣誓書受領証があれば利用できる制度があります。（裏面参照）

以下の手続きについては、パートナーシップ宣誓書受領証に記載された方を配偶者または親族、保護者と同等の権利があるものとして申請できます。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

事務の名称	担当課
税証明の発行	市民室市民課証明発行担当 電話：072-841-1306 FAX：072-841-3820
要介護認定の申請	長寿・介護保険課 電話：072-841-1460 FAX：072-844-0315
福祉オンブズパーソンの申立て	健康福祉政策課 電話：072-841-1319 FAX：072-841-2470
災害見舞金・負傷見舞金の申請	危機管理対策推進課 電話：072-841-1270 FAX：072-841-3092
被災届出証明書	危機管理対策推進課 電話：072-841-1270 FAX：072-841-3092
保育所等の利用	保育幼稚園入園課 電話：072-841-1472 FAX：072-841-4319
留守家庭児童会室の利用	枚方市教育委員会放課後子ども課 電話：050-7105-8201 FAX：072-867-8131

市立ひらかた病院では、パートナーシップ宣誓制度導入前から入院、医療行為の説明の同席等は当事者の御意向を踏まえて柔軟に対応しています。

電話：072-847-2821(代) FAX：072-847-2825



枚方市人権政策室
大阪府枚方市大垣内町2丁目1-20
電話：072-841-1424
FAX：072-841-1700
E-mail jinken@city.hirakata.osaka.jp
令和5年(2023年)1月